

令和6年度 地域活動応援事業実施要綱 ～赤い羽根共同募金助成事業～

1. 目的

地域共生社会の実現に向けて、小地域（小中学校区や自治会等）を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な方々の生活を見守り、併せて地域における福祉の啓発と支援のネットワークづくりや新たな取り組みをすすめることで、安心して暮らせる地域づくりを目的に活動する事業に対して、助成金を交付し活動を後押しする。

2. 実施主体

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

3. 助成対象

三豊市内において実施する事業で、本要綱の目的に沿った事業であり、地域に根ざした福祉活動を進め、又は始めようとしている、目的に沿った活動を推進する団体・グループ（3名以上）に対して助成金を交付することができる。

(1) 助成事業は以下のとおりとし、いずれも小地域で活動する事業を対象とする。

子ども、障がい者、高齢者等への計画的・定期的な個別援助活動や地域支援活動、地域課題の解決に向けた集まりの場づくりなど

(活動区分) 居場所づくり活動※、外出支援活動、生活支援・軽作業等援助活動、配食サービス活動、声かけ見守り活動（概ね週1回以上）その他本会が認めたもの

※通常のふれあい・いきいきサロンを除く。

※こどもの居場所づくり活動に関しては、立ち上げ準備経費を対象とし、継続のための経費は除く。

(2) 助成対象経費は以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、器具什器費、備品購入費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、手数料、保険料、会議費、その他本会が認めるもの

4. 助成金額

(1) 助成金額の上限 居場所づくり活動立上げ準備経費 20万円以内
その他の活動 5万円以内
但し、事業申請内容を審査し決定する。

(2) 助成総額 135万円

5. 申込の方法

- (1) 助成金の交付を受けようとする者は、第1号様式による助成金申請書の所定の書類を添付して、当会窓口（本所・支所）に提出すること。
- (2) 申込期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。
- (3) 助成総額に達した場合、申込期間中であっても募集を締め切る。

6. 助成の審査・決定

- (1) 助成の審査は本会で行い、新規事業を優先し、予算の範囲内で助成事業及び金額を決定する。
- (2) 福祉的効果の高い活動を優先する。
- (3) 地域における先駆的活動を優先する。

7. 対象外活動

次に掲げる経費・事業に対しては、当助成事業の対象外とする。

- (1) 団体・グループの運営経費
- (2) 営利を目的とする事業に要する経費
- (3) 他団体から助成を受ける重複事業

8. 助成金の交付

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、第2号様式の請求書の提出を受けて交付する。

9. 事業実績報告書の提出

助成金の交付（決定）を受けた団体・グループは、第3号様式による事業実績報告書に所定の書類を添付して、令和6年度の活動終了後1ヶ月以内に当会窓口（本所・支所）に提出しなければならない。

10. 助成事業の広報

- (1) 助成決定を受けた団体・グループは、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報（周知）しなければならない。
- (2) 助成金の交付を受けた団体・グループについては、共同募金運動への参加と協力を行わなければならない。
- (3) 助成事業については、広報（しちふく等）に掲載・報告する。